

# 青森県報

第二千五百六十六号

平成十七年  
十二月十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者  
居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者  
居宅支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

道路の区域の決定……………(道路課) ……二

道路の区域の変更……………(同) ……二

道路の供用の開始……………(同) ……三

### 公告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………(漁港漁場整備課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(五所川原県土整備事務所) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

## 告

## 示

### 青森県告示第九百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	変更
明倫 有限会社	野八 戸市小 中 六丁目 一 八の二	指定居宅支援事業者 名称 主たる事務 所在地	年月日
	居宅介 護 等 事業	身体障害 者居宅支 援の種 類	
ヘル パー ズ テー ィ ン い な ほ	野八 戸市小 中 三丁目 二 三の四	身体障害 者居宅支 援事業を 行う事業 所 名称 所在地	年月日
	八戸市 大字 妙字西 平六 五の二		
	平成 一七 ・一 六		

### 青森県告示第九百二十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	変更
有限会社	名称 指定居宅支援事業者	年月日
八戸市小中	主たる事務 所在地	
居宅介護	知的障害 者居宅支 援の種 類	
ヘルパーズ	名称 事業を行う事業所	年月日
野八 戸市小 中 三丁目 二 三の四	所在地	
平成		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
合社教育上北 事務務・地方 組福	合社教育上北 事務務・地方 組福	合社教育上北 事務務・地方 組福	合社教育上北 事務務・地方 組福	合社教育上北 事務務・地方 組福	合社教育上北 事務務・地方 組福	明倫
五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	五町上北 の字北郡七 八蛇坂五 戸	野六丁目一 八の二二
短期入所 事業	短期入所 事業	短期入所 事業	短期入所 事業	短期入所 事業	短期入所 事業	等事業
公立ぎん ん寮	公立ぎん ん寮	公立ぎん ん寮	公立ぎん ん寮	公立ぎん ん寮	公立ぎん ん寮	テーショ ン
の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	の字上北 一南郡東 平大浦北 一〇	妙戸市大 字西平六 五の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七・六 一

青森県告示第九百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

ヨ一ネ病	家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜、 疑似 の別	頭数	発生 の場所 又は区域	平成 一七・二・三
牛				一	上北郡横浜町	年 月 日

青森県告示第九百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字市川町字堤下二九の二一から八戸市大字市川町字尻引前山三一の八三六まで		一八・五〇メートルから六九・〇〇メートルまで	一八〇一・〇〇メートル	

青森県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更前後の敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後			
1	県道	五戸下田停車場線	上北郡下田町字小前谷地二四八から	上北郡下田町字三本木一三二の一まで	六・〇〇メートルから六・〇〇メートルまで	四、二三〇・〇〇メートル	
			上北郡下田町字三本木一三二の一まで	上北郡下田町字小前谷地二四八から上北郡下田町字三本木一三二の一まで	六・〇〇メートルから六・〇〇メートルまで	四、二三〇・〇〇メートル	
2	県道	弘前岳鯨ヶ沢線	弘前市大字松ヶ枝三丁目一の二から	弘前市大字松ヶ枝一丁目五の一まで	三・四〇メートルから三・四〇メートルまで	三三・〇〇メートル	
			弘前市大字松ヶ枝三丁目一の二から	弘前市大字松ヶ枝一丁目五の一まで	三・四〇メートルから三・四〇メートルまで	三三・〇〇メートル	
3	県道	八戸環状線	八戸市大字市川町字長七谷地二の二〇六から	八戸市大字市川町字堤下二九の二二まで	三・七〇メートルから三・七〇メートルまで	一、七五五・〇〇メートル	
			八戸市大字市川町字長七谷地二の二〇六から	八戸市大字市川町字堤下二九の二二まで	三・七〇メートルから三・七〇メートルまで	一、七五五・〇〇メートル	
4	県道	青森浪岡線	青森市大字大谷字小谷六一の一から	青森市大字大谷字小谷一の二六八まで	一・二〇メートルから一・二〇メートルまで	三七五・〇〇メートル	
			青森市大字大谷字小谷六一の一から	青森市大字大谷字小谷一の二六八まで	一・二〇メートルから一・二〇メートルまで	三七五・〇〇メートル	

青森県告示第九百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 弘前岳鯨ヶ沢線	弘前市大字高崎一丁目一の一から弘前市大字和徳町九〇の一まで	平成二七・三・三
県道 八戸環状線	八戸市大字市川町字長七谷地二の五九四から八戸市大字市川町字和野前山一七の四九六まで	二七・三・三
県道 青森浪岡線	青森市大字大谷字小谷六一の一から青森市大字大谷字小谷一の二六八まで	二七・三・三

公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社あすなろ工業
- 二 代表者の氏名 野呂 健司
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田九七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第八九四〇号
- 五 取消年月日 平成十七年十一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青和建設株式会社
- 二 代表者の氏名 小野 光郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字滝沢字住吉二二三の六六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一一三四八号
- 五 取消年月日 平成十七年十一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社伊藤工業
- 二 代表者の氏名 伊藤 直樹
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字田町一八九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第六四五九号
- 五 取消年月日 平成十七年十一月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 加藤工務店

二 氏名 加藤 輝彦

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市弓矢形四の二

四 許可番号 青森県地知事許可（般 一六）第四〇〇一二六号

五 取消年月日 平成十七年十一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 五東電気工務店

二 氏名 長峰 初雄

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字早蕨一六の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第七二二三二号

五 取消年月日 平成十七年十一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、消防施設工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成十七年十一月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭